

公益社団法人計測自動制御学会 部門運営委員会規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年 2月 24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(設置)

第1条 部門規程第4条第1項により、部門に部門運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関しては、この規程に定めるもののほか、委員会において別に定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 当該専門分野に関する調査研究、啓蒙啓発活動の総合的な統括
- (2) 当該部門に属する部会、調査研究会、専門委員会等と部門協議会との連絡調整
- (3) 当該専門分野を網羅するための部会設置改廃
- (4) 当該専門分野における斬新なテーマ発掘、調査研究のための調査研究会の設置改廃
- (5) 当該部門予算の作成・管理と部門協議会への会計報告
- (6) 部門活動状況の部門協議会への報告

(構成)

第3条 委員会に、部門長、副部門長及び、庶務幹事及び会計幹事を置く。

2 庶務幹事、会計幹事は、部門長が指名する。

3 委員会は、第1項の他、部門に所属する部会主査、調査研究会主査及び部門長が指名する者から構成する。

4 各委員の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(職務)

第4条 部門長は、委員会を招集しその議長となる。

2 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故あるときは部門長の職務を代行する。

3 幹事は部門長及び副部門長を補佐し、委員会の運営を分担する。

(専門委員会)

第5条 委員会は、第2条に定める任務を遂行するために専門的な委員会（以下、「専門委員会等」という。）を置くことができる。

2 当該専門委員会等は、部会、調査研究会の任務以外の、部門運営に必要な事項を遂行するものとする。

3 専門委員会等に関する事項は、委員会において別に定める。

(庶務)

第6条 部門の庶務は、部門長が指名するもの及び学会事務局が担当する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、部門協議会及び理事会の議を経るものとする。

附 則

1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。